

こんなとき・・・

国保の届け出をしてください

国民健康保険(国保)は、病気やケガに備えて加入者が保険税を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

国保に加入するとき、やめるときなどは、必ず届け出をしてください。

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎内線2296)

こ　　ん　　な　　と　　き		届　け　出　に　必　要　な　も　の	
加入するとき	他市区町村から 転入 してきたとき	転出証明書	はんこ
	職場の 健康保険 をやめたとき	資格喪失証明書	
	健康保険 の被扶養者からはずれたとき		
	子ども が生まれたとき	国民健康保険証、母子健康手帳	
	生活保護 を受けなくなったとき	生活保護受給証明書	
	外国籍 の方が国保に入るとき	外国人登録証明書	
やめるとき	他市区町村に 転出 するとき	国民健康保険証	はんこ
	職場の 健康保険 に入ったとき	国民健康保険証と職場の保険証	
	健康保険 の 被扶養者 になったとき		
	国保の被保険者が 死亡 したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの	
	生活保護 を受けるようになったとき	生活保護受給証明書、国民健康保険証	
	外国籍 の方が国保をやめるとき	外国人登録証明書、国民健康保険証	
そ　　の　　他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険証	はんこ
	修学 のため、他市区町村に住所を移したとき	国民健康保険証、在学(園)証明書	
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分証(免許証、パスポートなど)	
	退職者医療制度 (注1)に該当したとき	国民健康保険証、年金証書	

(注1)「退職者医療制度」は、次の条件すべてにあてはまる方が対象になります。

- 国保に加入している方
- 老人保健の適用を受けていない方
- 厚生年金や共済組合などの老齢(退職)年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある方

外国籍の方へ

在留資格期限の更新のない外国籍の方は、国民健康保険の加入資格を失います。また、同一世帯で年度の途中で在留資格期限の切れる外国籍の方がいると、その世帯の方の保険証の有効期限は、その在留資格期限の日までとなりますので、ご注意ください。

届け出の遅れにご注意ください！

▼加入の届け出が遅れると…

- 加入資格が発生した時点までさかのぼって、国民健康保険税を納めなければなりません。また、その間の医療費は、全額自己負担になります。(2年前の分までは、保険給付を受けることもできます)

▼やめるときの届け出が遅れると…

- 国民健康保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくことになります。
- 新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険税(料)を納めてしまうことがあります。